

4. 3. 3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河川空間の適正な利用と保全

河川空間の利用、保全が適正に実施されるよう、適切な頻度で平常時の河川巡視を実施し情報の把握に努めます。

宮崎市街地、大淀川中流・本庄地区、沖水下流地区などでは、公園、イベント広場、親水施設等が整備され人々がふれあい、人と自然がふれあう貴重な河川空間となっています。また、宮崎市において「宮崎市都市景観条例」が平成2年3月に施行されていることから、宮崎市などと連携し河川の良好な景観に配慮するよう努めます。

河川空間の適正な利用と保全を行うため、河川区域内の河川利用や河川環境及び景観などに配慮し、治水・利水・環境の視点から支障をきたさない範囲で適正な管理を行います。

(2) 多様な生物の生息場の保全

大淀川に残されている良好な自然環境を保全するため、河川水辺の国勢調査^(注)や河川管理者による巡視、水生生物調査等の地域住民による活動などによって、動植物の生息・生育状況に関するデータ収集やモニタリングを行い、適切な管理をします。

さらに、身近な自然空間である河川への関心を高め、現在の大淀川の河川環境の実態の共有等ができるように、水生生物の調査などの体験学習を継続的に実施します。

(注)河川水辺の国勢調査

河川事業、河川管理等を適切に推進させるため、河川を環境という観点からとらえた定期的、継続的、統一的な河川に関する基礎情報の収集整備を図るものです。本調査の成果は、河川に関する各種計画の策定、事業の実施、河川環境の評価とモニタリング、その他河川管理の様々な局面における基本的情報として利用されるとともに、河川及び河川における生物の生態の解明等のための各種調査研究に資することを目的としています。

(3) ゴミ、流草木、不法投棄対策

洪水時などにおけるゴミや流草木などの流出については、地域住民や関係機関などと連携し、できるだけ早く処理できるように努めます。

また、河川区域内に不法に投棄されたゴミ等や河川敷地の不法占用などは、流水の阻害となるばかりか、河川環境を損ない、河川利用を妨げるなど種々の障害を引き起こす原因になります。このため、河川巡視により監視を行い、未然防止に努め、不法投棄物の処理については関係市町村や警察と連携し監督処分を含めて対処に努めます。

さらに、市民団体や小、中学校による「大淀川の清掃活動」などの河川美化活動を通じてゴミの持ち帰りやマナー向上の啓発的な取組に努めます。



写真 4.3.15 不法投棄状況



写真 4.3.16 注意看板



写真 4.3.17 市民グループによるゴミ拾い